

平成 21 年度第 1 回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成 21 年 4 月 15 日 (水)

会 場 富合総合支所 3 階会議室

開会時間 午前 10 時 00 分

終了時間 午前 11 時 45 分

○ 出席委員 (9名)

会長 田中 榮信

副会長 小山 一美

委員 米原 靖雄

野口 ミナ子

村崎 博則

改原 明博

松永 隆

内藤 信博

菊池 博志

○ 欠席委員 (なし)

平成21年度第1回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成21年4月15日（水）午前10時～
場 所：富合総合支所 3階大会議室

1 開 会

2 合併特例区長挨拶

3 議 事

[協 議]

協議第1号 水道水の水質管理について

協議第2号 参考人の招致について

[報 告]

報告第1号 今後の行事予定について

4 その他の事項

次回合併特例区協議会

・開催日時 平成21年 5月 日() 午前・午後 時 分

5 閉 会

司会

それでは時間となりましたので平成21年第1回富合町特例区協議会を開催いたしたいと存じます。協議会開催に際しまして、4月1日の熊本市の人事異動に伴いまして合併特例区事務局の役職も変わっておりますので紹介させていただきます。

まず事務局長になりました秋岡でございます。

事務局長

秋岡でございます。

司会

次に、事務局次長になりました川崎でございます。

事務局次長

川崎でございます。

司会

それと保健福祉班長になりました高浜でございます。

保健福祉班長

高浜です。よろしくお願いします。

司会

それと、今回税務課長として総合支所の方に来られた松崎でございます。

税務課長

松崎と申します。今後ともよろしくお願ひいたします。

司会

それでは、続きまして会議資料の確認をしたいと思います。

1枚紙で、平成21年度第1回富合町合併特例区協議会次第、それと綴じてあります平成21年度第1回富合町合併特例区協議会の冊子、以上2点の資料を配布しております。また、4月の人事異動に伴います富合総合支所職員配置図をご参考までに配布させていただいておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、ただ今から会議に入ります。会議の進行につきましては、合併特例区規約第10条第4項並びに同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。

田中 榮信 議長

皆様お早うございます。本日は、協議会にご出席いただきありがとうございます。それでは早速ではございますが、議事について進行をさせていただきたいと思います。

それでは、ただ今から平成21年度第1回富合町特例区協議会定例会を開催いたします。

まず、本日の会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第7条第2項の規定により指名をさせていただきます。本日は、村崎委員さんと菊池委員さんにお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、構成員の皆様全員出席ということでございますので、協議会規約第10条3項に規定する定足数を満たしておりますのでご報告いたします。それでは、早速ではございますが、お手元の次第に沿いまして進めて参りたいと思います。

まず最初に、合併特例区長の村崎区長にごあいさつをお願いいたします。

村崎 秀 合併特例区長

おはようございます。新年度に入りまして最初の合併特例協議会へのご出席ありがとうございます。

先般、3月末の議会で熊本市から恩遇された予算等をご承認いただいて大変ありがとうございます。

今、総合支所又特例区の事業の段取りをしております。新幹線車両基地関連事業は来年ぐらいまでは終わらなければなりません。総合支所についても建設課又産業振興課は人的に不足をしていますが全員が頑張っておりますので、皆さんには、事業を行うにあたっては地権者の協力が一番必要と思われますので、その地域の皆さん方・地権者への協力要請をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

在来線の新駅もどうにか決定いたしましたし、新幹線関連の水路整備・道路整備も来年までで終わりたいと思っています。昨夜もちょうど11時頃から、夜中から今朝にかけて古閑の跨線橋の桁が架かりました。委員さんの何人かにも出ていただきました。

また、志々水の地下道、田尻の跨線橋も開通いたしましたし、皆さんのご協力で古閑の跨線橋は9月から10月にかけて開通できるというふうに聞いております。新幹線の車両基地につきましても私たちの思うような事業が出来まして大変うれしく思っている所でございます。新駅も23年の3月までには利用が出来るように期待している所でございます。

それから皆さんには、年度末から年度始めにかけては大変お世話になりました。小・中学校も皆さんの力で大変華やかな卒業式・入学式が出来ましたし、3月29日に開通しました志々水地下道の開通式も大変ごくろうさまでした。田尻跨線橋が4月8日に開通いたしましたし、2つの大きな道路ができましたので東西分断化も少しほは解消したのではないかと思っておりますし、これも皆さんのご協力の賜物だと感謝しております。

いろんな問題もございますけれども、皆さんと共に総合支所と富合町のために努力していきたいと思っているところでございます。

先程、人事異動の話がありましたが、今後も、秋岡支所長、川崎次長、岩岡総務課長、それと税務課の松崎課長、保健福祉課の高浜課長、それぞれ皆さんのご理解をお願いしたいと思います。

この総合支所内も寂しくなりましたが、最少の人数で精一杯努力していきたいと思っておりますのでご協力を願いしたい。

そしてまた、昨日は社協の校区社協を立ち上げました。昨日、初めての理事会を開きました、この協議会の中から田中会長が副会長に指名されました。また、くつき議員がPTA関係から代表として理事を務めておられます。熊本市社協としては大きな仕事をして行きますが、私どもは、予算的にはたいしたことはございませんが、その社協を補完するために校区社協を立ち上げました。一番の減収は、香典返しの減収が一番だと思います。出来ましたなら、地元で葬式等ありましたならば是非富合町の校区社協に香典返し等をお願いしたいと思っております。そしてまた、日赤の募金・赤い羽根など色々とありますので、ご協力を願いしたいと思っています。私も会長職を仰せつかりましたが、まだまだ出来たばかりで暗中模索の状態ですが、2、3年先には熊本市の社協にたよらないで、独自な運営をすることになりますので、特に協議会の委員さんたちにご協力を願いしたいと思っております。

また、水道の問題も、合併して熊本市水道局管理の水道になりましたので、色々傷みとか出ておりましたが早急に対処していただきて大変有りがたく思っているところでございます。今日は、後で水道の水質の問題等の説明もあると思いますが、より良い水を供給していただけるように務めて頂きたいと思っているところでございます。

今日は皆さん方と共に協議会を開催して、そして午後からは区長会も開催されますので、皆さんと共に富合町の色々な問題について対処していきたいと思っております。

今から事業等もありますが、先程申し上げましたとおり、地権者の協力が必要でございますので、どうぞ皆さん方も現場に又支所に来ていただいて、どこにどういう仕事があるかを掌握していただきて、そして地権者との協力を願い申し上げたいと思います。私の仕事はそういう事も1つの大きな仕事だと思っておりますので、ご協力を願い申し上げます。

以上で、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございます。

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。なお、先日、日本共産党熊本市議団から申し入れがございましたので、お手元に資料をお配りしておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、これから議事に入りたいと思います。先の協議会におきまして、構成員から水道水の水質についての疑義がございましたので、本日はそのことにつきまして議題としております。それでは、「協議第1号水道水の水質管理について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

お早うございます。上下水道局富合営業所の荒木と申します。

委員の皆様には、日ごろから上下水道のことにつきましてご指導ご鞭撻をいただきましてありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

本日は、水道局の水質検査室から3名ほど派遣をしていただいております。私の方で水質検査についてご説明をさせていただきますけれども、専門的になり私ではお答え出来ない部分につきましては、検査の専門家の方で補足をお願いしたいという事で出席していただいております。ではさっそく水道水の水質管理につきましてご説明させていただきます。座ってご説明することをお許しをお願いしたいと思います。

それでは皆様のお手元の資料、平成21年度第1回富合町合併特例区協議会の資料を2枚めくっていただきますと目次が出てまいります。その中で特に簡易水道に関する部分につきまして赤文字で表示をしております。熊本市は今、上水道と簡易水道の2つに分かれておりまして、富合町だけが簡易水道ということで認可を取らせていただいております。その関係で簡易水道ということになっております。熊本市では、簡易水道は富合町地域だけでございます。

それでは、早速、順にご説明をさせていただきます。

まず最初に、検査計画の第1ページでございます。水質検査の基本的な方針ということでございます。24時間安心して安全に飲めるそういう水を皆様に提供するためには、やはり水質基準に適合する水を供給するということが第一の指名でございます。そのためにこういう基本的な方針が定められております。

まず、カッコ1の検査地点についてでございますが、水道法という法律に定められている水道水の検査を給水栓、分かりやすく言うと蛇口のことでございますが、その蛇口から検査する水を汲んで水質を検査するわけでございます。また、井戸から汲み上げたばかりの原水をする、そういう検査もございます。

それから、カッコ2番に検査項目というところがございます。検査項目は、これも水道法で定められております水道基準項目と水道局独自で、より厳しくするためにより安全な水を提供するために独自で設定した項目がございます。

3番目に検査頻度ということでございます。これも水道法で検査を年に何回やりなさいということが定められております。水道局では、毎日検査、例えば色とか濁り又は消毒の残留塩素、つまり残留効果に関する検査というのを毎日検査をやらなければなりません。その資料は、後半の方に添付しておりますので、後で説明させていただきます。毎日検査するのは3項目ございます。それと水質基準項目の検査というのはここに書いてありますように、概ね月1回以上行う項目がございます。それは月1回、他の項目として概ね3ヶ月に1回、全項目検査がこれにあたるものでございます。基本的方針としてはこのような方法で進めております。

続きまして、水道事業の概要ということでございます。先程申し上げましたように熊本の方は上水道、富合町は簡易水道ということで、1ページの一番下のカッコ2の簡易水道か

ら説明をさせていただきます。

皆さんご存知のように平成20年10月6日に富合町と熊本市が合併をいたしまして、簡易水道の認可を取った訳ですけれども、その際に富合町北部簡易水道と富合町南部簡易水道として、浜戸川を境にして北と南の2つに分けております。簡易水道事業は10月現在では、富合町の給水人口は7,946人、北部簡易水道事業が3,285と南部が4,661の給水人口で認可を取っております。この様に給水人口に基づきまして水道水を皆様のお手元にお届けをしているということでございます。富合町の水道水の水源というのはすべて地下水でまかなっております。一部の地区では湧水を使っているところがございましたが、どうしても表面上に出てまいります関係上、県の指導がございまして、そこから大腸菌が出ているという検査結果を受けまして、この湧水のところは封鎖いたしまして地下から汲み上げている水を提供しておりますので、今の富合町ではすべて地下水を提供しているということでございます。

表(2)に簡易水道の概要ということで、北部と南部とに分けてございますけれども、水源地は北部で6箇所、南部につきましては9箇所となっております。

続きまして、ページが飛びますけど6ページになります。簡易水道についてのみということとで、上水道まで説明しますと時間がかかりますので申し訳ございません。

6ページが簡易水道でございます。これは北部簡易水道について説明した部分でございます。皆さん合併前から色々ご説明をさせていただいてござ存知の部分が多いかと思いますので、搔い摘んでご説明させていただきます。

北部簡易水道は昨年の10月1日に認可を取っております。杉島・御船手地区・前川原地区、小岩瀬地区、富合西地区、国町地区、富合東部地区、鳥場地区を北部簡易水道ということでやっております。水源はそれぞれの区に1ずつで、6ヶ所の水源でございまして、全て深井戸で地下水を汲み上げております。特に問題がある所で申し上げますと小岩瀬の水源、富合西・国町につきましては、マンガン濃度が高いということで次亜塩素酸ナトリウムを添加後、急速ろ過機で除マンガン処理を行いその後塩素滅菌を行いまして配水地から皆様のご家庭の方に送水をしている所でございます。水質の特徴でございますけれども、やはり緑川の周辺ということでフッ素濃度が少し高いという傾向にありますけれども水質的には全ての水値基準を満たし、非常に良好な水が提供できているかと思っております。

続きまして、南部簡易水道でございます。下園地区、平原地区、榎津地区、古閑・志之木地区、碓江・西田尻地区、木原地区、廻江・清藤地区、富合南部地区、新地区ということでございます。これも同じく10月10日に水道事業の認可をいただきまして、簡易水道事業ということでやっております。水源につきましては、9本の深井戸から地下水を汲み上げている所でございます。

南部簡易水道の方がどうしてもマンガン濃度が高いところが多くございます。それにつきましては、急速ろ過機等を設置しまして皆様のご家庭に配水をしているというのが現状でございます。水質の特徴としましては、先程申し上げましたようにどうしても鉄とかマンガン

が高く、配水池をご覧になると分かるんですけども、硫化水素臭、あるいは色度が若干あるという所が見受けられております。ただ、水質的には全て基準はクリアしているところでございます。

次に、水道施設の概要としまして、簡易水道施設については表4に記載してございます。

4番目に検査体制でございます。皆様に安心・安全な水を提供するために、常に水源から蛇口まで定期的に行いまして、ここに書いてあります微生物から科学物質までさまざまな項目について、ごく微量のレベルの測定が今求められておりますので、水道局では専門の検査室を設けております。非常に精度の高い分析器機を整備いたしまして、専門の技術者によって常に水質の管理が行われている状況でございます。定期の水質検査ということでございます。

先程申し上げました表4の簡易水道施設の概要というのは、ここに書かれておりますのでご覧になってもらえばと思います。

その下の(イ)簡易水道でございます。まず、先程申し上げました井戸から汲み上げた水、いわゆる浄水処理をしていない原水と申し上げますけれども、町内には井戸が15施設でございます。その原水を取りまして今検査を行っております。(2)でございます。まず2つございます。給水栓ということで9ページに地図が載っていますが、その下の方に検査地点が記載されております。少し分かりにくいかもしませんが各地区で1ヶ所に検査地点を定めまして、17施設ございますので17ヶ所の検査を今カッコ書きにありますように毎月検査、そして3項目につきましては毎日検査を行っております。

次に、11ページでございます。表6の給水栓いわゆる蛇口の検査地点ということで記載しております。北部と南部に分けまして、どこで検査をやっているかということでございます。場所を定めて定期的に検査をやることでございまして、この検査地点で毎日あるいは毎月検査を行っております。常に異状がないかということで検査をやっているということございます。

次に、15ページでございます。ここは、検査をしてどうするのかと水質基準項目検査についてでございます。法律で検査項目が定められております。①の項目で水質検査基準項目検査ということでございます。(A)が検査項目ということで書いてあります。法律で定められている水質基準項目はカッコ書きしてありますけれども50項目ございまして、区分けして検査をやっております。浄水処理を行う前の原水ということで原水がどうなっているのか専門的に書いてございますけれども、消毒剤が入っていないため省略する項目がここに書いてあります。それと、検査の頻度でございます。(B)でございます。先程申し上げましたように法律で定められている頻度というものがございます。冒頭で申し上げましたけれどもより安全な水、より安心して飲んでいただける水を提供するために法律で定められております。以上の安全をきるために検査を行っているということでございます。原水につきましては、毎年1回検査を行っております。給水栓、つまり蛇口から水を汲んで検査するということでございまして、これは(2)でございます。硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素及び化合

物については年4回の検査となっておりますけれどもそれよりも、もっと毎月厳しく検査するため毎月これをやっているところでございます。

②でございます。毎日検査ということで先程申し上げましたけれども、検査項目は、残留塩素並びに色度、濁度の3項目について毎日検査をいたしております。色度につきましては基準では5度以下、濁度2度以下、残留塩素は0.1ということになっております。それが1日1回検査を行う基準でございますけれども、16ページに水質基準項目検査が載っております。水質基準の項目と基準値そして、検査をどれだけやっているかということで書いております。この検査表を見ますと原水は先程申し上げましたように毎年1回づつは行いますということでございます。蛇口から検査する分につきましては、例えば一般細菌であれば12と書いてありますのは毎月検査ということでございます。法律に定められた頻度、1年間に何回すれば良いかということが書いてあるのがその右側でございます。

17ページでございます。水質管理の目標設定項目検査ということで表12でございます。水質の項目というのは、例えば、アンチモンとか聞きなれない項目が沢山あります。そういう検査を今やっているということでございます。

18ページでございます。④のその他の検査ということで、何を検査しているかと申しますと、これはクリプトスピリチュウム対策のための検査項目として表13に記載されております。これはクリプトスピリチュウムという原虫、いわゆる身体に害を及ぼすようなものでございまして、この検査を今やっているというその他の項目検査ということでございます。

分かりにくい説明だったかと思いますけれども、検査の計画についてはこれで終わりたいと思います。

皆様のお手元の資料の中に先程申し上げました毎日検査の資料を付けております。ページは20ページになります。前回、ちょっとカルキ臭がする塩素臭が少し濃いのではないかというお話があり、毎日検査をしている部分の資料を今付けさせていただいております。この基準値は0.1以上というのが基準です。町内の水道施設の塩素濃度は、0.1~0.5というところでございます。非常に高いところにつきましては、水道局の職員が行きまして常に毎日調整をしながらやっているところでございます。この中で、ちょっとおかしいなどいうところは色が付けてあります。特に4月分の方をご覧いただきたいと思います。検査地点の4のところで志々水公民館で検査した分でございます。4月2日・3日に検出がされなかった。つまり、これは塩素消毒がされていなかった、液が管に詰まつたりして、入っていなかったという結果でございます。

こういったことを受けまして、担当職員がただちに現地の方にまいりまして調整をしていくところでございます。その下に、痕跡というところがございますが、この痕跡というのはわずかに塩素が出ているということでございます。これは、毎日調整を行っている4月8日までの資料でございます。その後も、水道局で調整を行っていた訳ですけれども、4月9日からコンマ0.2の数値が出てきておりまして、通常の基準内の残留塩素が出てきているという状況でございます。

町営化し水道局に引き継いだ時に、非常にカルキ臭いという話が多ございました。それはなぜだろうということで私達も色々と考えた訳でございます。けれどもその時、水道組合ではそういう苦情がこないよう非常に塩素の量を少なく入れられて、極端に言えばほとんど入っていない、また、入っていても0.05とか非常に少ない量の塩素が入っている状況でございました。法に基づいた塩素を入れる場合、どうしても最初はカルキ臭がするということで私達もたくさん叱りを受けて、水道局と一緒に現地にまいりまして調整を行い、今現在すこし落ち着いて来ているところでございます。ただ、これはあくまでもその時の測定をした数字でございますので、なんらかの拍子で多くの塩素が流入したことも否定出来ない部分もございます。その場合はすぐ現地にまいりまして調整をいたしているところでございます。毎日検査の結果につきましては以上でございます。

水質検査の計画ということでご説明させていただきましたけれども、もし不明な点がございましたら、色々ご質問を受けながら分かる範囲内でお答えできればと思っております。よろしくお願ひいたします。説明の方は、以上で終わらせていただきます。

何かご質問等ございましたらお受けいたしたいと思います。

村崎 博則 委員

榎津の配水池の事ですけども、まだたまに濁る事があるんですよ。夜風呂にも入れない状態のこともあるし、いつも渦装置が出来るのか、それが榎津地区の人たちが心配されているところです。21年度には出来るということになっておりますけど、今の状況を教えていただきたいと思います。

事務局

村崎委員さんからのご質問についてですが、現在、榎津の急速ろ過機をつける準備をしているところでございます。3月31日に入札が終わりまして業者も決まっております。現段階での予定としましては、8月までには全て終り、予算規模は1,500万でございます。

また、なぜ濁るかという事で私達も水道局とともに色々と調べてみました。やはり、マンガンの数値が高いために、塩素とマンガンが化学反応を起こしまして、時間がかかりますとウーロン茶の色に近い色になっていくということで、それが今まで何十年という間に管の内部に付着したり、あるいは管の末端の方にそれがたまりまして、皆様にご迷惑をおかけする様な色のついた水が出てきたという原因がありました。それを解決するために、除鉄・除マンガンの急速ろ過機を設置することによって、それが除かれるというふうに考えております。

管の内部に付着しておりますそういう汚れの元になるものにつきましては、出来る限りの対応を行い、皆様に安心して飲んで頂ける様な水を提供していきたいと思っております。以上でございます。

田中 榮信 議長

その他何かございませんか。

菊池 博志 委員

水質計画ということですけれども、今の説明を聞きまして、多少各施設の問題はあるにしろ入念に毎日検査をされて安全な水を供給されているということは確認できました。

それでですね、表の2の簡易水道事業概要というところで、これを見てみると北部の方は1日の最大配水量が1, 244m³、平均が991m³と、で南部の方が2, 056m³と1, 583m³ということで、富合地区において住宅等がかなり建っておるという現状で、この配水量で今後足りていくのか、もし何かあつたら全く足りない状況になっていくことが予想されると思うのですけれども、それについて今後どのような対策を考えてらっしゃるのか、もしくはもう対策をなされているのかというところをお伺いしたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

事務局

ただ今の水が足りているのかどうかというご質問についてでございます。

今、問題が起こっているのは、清藤地区でアパートの建設計画がたくさん有る訳ございませんけれども、また1つのアパートで何十所帯と入ってまいりますと清藤・廻江だけの水道では賄えなくなります。給水が足りない時はお断りすることが出来るというふうに法律にはなっておりますが、それを何年もほったらかしにするということは出来ないということで、先程の榎津の配水池でございますけど、榎津の水は水量が多ございます。現在、榎津地区の給水戸数は約200戸でございますが、その倍に相当する400戸分位の余裕があるような話を聞いております。現在の計画と致しましては、榎津の水が急速ろ過機を付けまして濁らない水が提供できるということが確認ができましたら、清藤地区の配管の方に接続しまして、現在、共同住宅に水が提供できない部分につきましても供給出来るようになるという、そういう部分的な計画ではございますけれども、そういう計画がございます。先ほど8月に急速ろ過機をという話を申し上げましたが、その後に、榎津から清藤までの接続ということで予算的には1000万円程度を考えておりますけれども、その計画が今進んでおります。それも9月ぐらいに出来上がると思っております。今、水道局とそのあたりの話を進めておりますし、その計画の予算措置もしておりますので、それもおいおいできるかというふうに思っております。

また、他の地域についてはどうなのかという問題でございますけれども、他の地域につきましては、古閑、志々水の方にも未整備地区がありますので、配管を延長し・連結をする計画がございます。現在計画して分かっているのは、そのところまででございます。

菊池 博志 委員

一部の地域だけではなく今度の事を考えていく中では、富合町全体を対象として考えてい

ただきたいと思いますので、どうぞ早急に対応していただくようによろしくお願ひ申し上げます。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか。

野口 ミナ子 委員

配水管のことございますけれども、富合町はずつと簡易水道をしてきて、もう40年、50年になりますので、現在の配水管の状況は把握できているのかという事をお尋ねしたいということと、それと一度、水源池の水を取ったり、検査の状況を見学させていただきたいと思いますが、それは可能でしょうか？

事務局

ただ今のご質問の中で、配水管の状況の把握はどうなっているのかということでござりますけれども、平成20年度にコンサルを入れまして、町内の配水管を全て地元の組合長さんあるいは検視員さん等を含めまして調査を行い、町内全域の配水管網というのが作られています。しかし、それが100%正確かと言われると若干不明な部分がございます。と申しますのも、「この辺を通っているのではないかと思う」という地元組合長さんの話がある部分がございまして、100%正確とは言えませんが、正確に近いのではないかと想像しながら、私達も今配管の調査をしている所でございます。

配水池の中を見たいという点につきましては、私達が配水池の鍵を持っておりますので、見る事はいつでもできると思います。ただ、検査をしている状況の観察ということであれば、水質検査室から同席しておりますのでその辺の話をしてもらいたいと思います。

事務局

水質管理室の山内といいます。試験室での分析ということではなくて、現場での採水ということでしょうか。

(「はい」の声あり。)

検査の方はご覧になっていたいで結構かと思います。毎月採水をやっておりまして、日程をお知らせしますのでどの日に参加したいということで立ち合われて結構です。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか。

松永 隆 委員

松永です。簡易水道が、北部・南部に分かれたという基本は、水質の大変悪かった部分と早く上水道にしたいという事でそのような流れになりました。

今、ご説明の中で、いろんな検査を行い本当に良くしてもらって、全体としては、私達の地区も含めて水がおいしくなった、水質もものすごく良くなつたということで喜んでおられます。

一つの問題点というのは、水質が地区によってはかなり悪いという事で、井戸水の地下水の家庭井戸というのが、まだかなりあると思うんですよ。私もずっと水道に関して担当してきたのですが、簡易水道は水が良くない、汚れているという基本的な考え方、根本的な根強い考え方の中で、自分のところの井戸水が良いと。しかしながら、今日は水道局の方も来られているので、後で熊本市の方から意見もお聞きしたいのですが、私達の地域によっては、井戸水が50メートル以内の地下水であれば、ひ素の数値がオーバーしているという結果が出ているんですよ。見た感じで水がきれいなら良い水というような勘違いされている部分というのが大きいにあるんですよ。マンガンとかそういう濁っている部分に関しては、除去装置を付ければ取れますけれど、ひ素は取れないとは言えませんが、かなりのコストがかかります。しかし、何件かの家庭では、そういうひ素のろ過といいますか、ひ素を取り除くような機械を取り付けて、例えばその装置が一台で15万円かかる、網も毎年変えるのにいくらかかるといことで、そういうランニングコストを考えていけばかなり莫大な金額がかかるんですよ。

そういった事も含めて、水道課の担当の方々にお願いしたいのは、井戸水というのが富合町の全体の中で、あと何件ぐらいあるのか? 水位の深さにもよりますけれど、ひ素が出てるというのは殆どの方が認識がないと思います。今日は水質検査室からも来られているんですが、その0.01、以前は0.1くらいだったか定かではありませんが、ヒ素が乳幼児に対してものすごく悪く、大人に対してはあまり影響はないのではないかというようなことはお聞きしているんですが、それも正確かどうかは分からないんですけど、出来るだけそういう正しい情報を知らせてもらって、そして最終的には井戸水を利用されている所は、どんどん簡易水道・上水道に切り替えていくような、そうすれば良い水を供給できることになる。実際、水は透明だったら良い水と勘違いされている部分も大きいにあるので、その辺を今までそういうお願いはしてきたので、あとどれだけの件数があるか分からないんですけど、元組合長さんに聞かれればすぐ分かると思いますので、とりあえず件数を把握していただくことを一回お願いしたい。そして報告をお願いしたい。また、熊本市の水道局の方が来られているので、そういう個人井戸というのは多いのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

事務局

平成19年度の行政区域内の所帯数というのが284, 236戸、そのうち給水所帯数が279, 494戸で、普及率が98.07%です。この残りが、まだ自分の所で井戸を用い

ているということになります。

富合町の現在の井戸の戸数はどのくらいかということにつきましては、今、おっしゃいましたとおり元組合長さんあるいは区長さんあたりを通じまして、分かる範囲内でこちらで把握したいと思います。時期を見て、各地区ごとに井戸を掘っていわゆる雑用水として利用されているところがどのくらいあるかというのも皆様にもお知らせしたいと思います。

やはりおっしゃるように以前から、簡易水道の水は濁るとか、そういう認識が多いというのは私も承知しております。できるだけそういうことが払拭できるように水道局と十分話をしながら進めてまいりたいと思っております。

中には濁っているからと自分たちで消火栓を開けて対策を取っているところもあると聞いておりますが、それはあくまでも一時的な対応になりますので、できるだけ濁ったら私の方にお知らせいただければ、洗管とかいろんなそういった作業を行い、できるだけ濁りを無くしていきたいと思っております。最終的には配管を交換しないとなかなか汚れが取れないかとは思いますけれど、洗管するだけでもかなり汚れというのは取れますので、そういう対策は取りたいと思っております。

ご指摘がありましたように、浅井戸につきましては、ほとんど基準をオーバーしているのが現状ではないかと私も認識しております。できるだけ安全な水、みなさんが安心して飲まれるような簡易水道を目指すというのが一番の目標だと思っておりますので、これからもいろいろご指導をいただきながら進めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

松永 隆 委員

指導はしているんですけど、理想と現実は違うものですから前に進まないんですよ。例えば、上水道と下水道をからませたらコストも少なくて済む。またそういう流れの中で、特に西部の方は下水道が遅れていますので、ヒ素が検出されているという事実を早く把握してもらいたい。先程9.8%の普及率という話がありましたら、熊本市の場合は、家を建てたら上下水道はあたりまえの事、一般常識だと思うんですよ。でも、富合町の人達にとっては一般常識じゃないんですよ。要は、上水道をつないで下水道と両方使えば金額が高くなるんで、まだ井戸水が必要なんですよ。だから今のうちに水道局で周知をして、それでも、私は井戸水を飲むからいいとおっしゃるのであれば、そこまで言えとは言わないんですけど。

45項目だったかの検査をするのにいくらかかるんですか？かなり高いですよね？だから、やっぱり個人ではできないんですよ。簡易水道の時に何件か検査した時に、その中で1件だけは数値内だったけど、あとは全部数値がオーバーしたんですよ。それで、その項目を家庭で検査してみないですかと言っても、それはできないですよ。だからそういう指示を行政の方から実施して、そして北部・南部の簡易水道、もしくは上水道へと。

今説明があったように、簡易水道に関してはきちんと供給されているんで、その部分に関しては安心しているので、その先を是非この機会にお願いしたいと思っております。よろし

くお願いします。

改原 明博 委員

今の件と関連することなんですが、普及率が、熊本市が98%で約2%の家庭が、まだ井戸水、地下水を使ってらっしゃるという中で、うちの地区でもまだそのままの方がいらっしゃるようなので、法的基準というのは何かあるのでしょうか。行政指導で加入された方がいいですよと進めるべきものなのか、法的に決まっているので絶対加入しなければならないもののかが一つと、飲料水がひ素の問題でクローズアップされて前より厳しくなってきて適合しなくなりましたけれども、もう一つお尋ねしたいのは、一般的に野菜に水をかけた場合、まあ、メロンとかスイカとか栽培されている所とかで、昔は18間・36mくらいかな、ほとんど出るんですよ。そのような状況の中で野菜にかけた場合、飲料水だったら何%とか、野菜はそれ以上できないとか、その辺の法的な基準というのありますか？

以前、野菜にひ素が入ってる水をかけるということをしたら大変なことになるからと、最初から植え替えたという話だったもので、かける場合は飲料水と同じくらい厳しい基準というのがあるものなのかないのかです。2つお尋ねします。

事務局

はい。今、井戸水を利用していて水道に加入するかどうか、その法的な規制があるかどうかということでございますけれど、あくまでも水道に加入する場合は、個人の自由でございます。ある地区でございましたけれど、そこに8戸の家が建っておりまして、共同の井戸を使っておられました。5戸だけ水道に加入しますと、あと3戸は、まだ今ある井戸を使いますというようなお話がありましたので、私と水道局職員等で残り3戸の家に行きました、「どうですか、みなさんと一緒に入れたらどうでしょうか」と勧誘に行った事がございます。しかし、そこが共同用でポンプを換えたばかりなので私達は結構ですと。あと何年かしたら入るかもしれないけど、しばらくは今の井戸を使いますというお話がございました。そのような状況で、やはり水道への強制的な加入はできないというふうに考えております。

それと、野菜に、いわゆるひ素の基準がオーバーした水をかけたらどうなるかということでおざいますけれども、今のところ責任をもってお答えはできませんけれども、これは農業用水の方の基準になるかと思います。

改原 明博 委員

今の農業用水ですが、例えば、みかんは1%以上あったらだめとか、基準がないもののか、そこは後で調べて報告してください。

事務局

はい。それにつきましては、事務局の方でお調べしたいと思います。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか。

他にご質問がないようですので、次へ進みたいと思います。

次に、「協議第2号参考人の招致について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

協議会規約第10条第5項の規定に基づき、議長が関係者の出席を求めることができるところになっておりますが、次回以降の協議会の参考人の出席につきまして、協議会においての同意をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

ただ今事務局から説明がありましたように、規約に基づき参考人としてくつき議員に出席を要請するにあたりまして、当協議会の同意を求めるものでございます。つきましては、市議会の状況をお聞きしたり、また、富合町地域の声を市議会に届けていただくためにも、今後も引き続き議長の判断により出席を要請することにつきまして、ご質問・ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり。)

田中 榮信 議長

質疑がなければ、同意ということでよろしいでしょうか

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

どうもありがとうございました。それでは、協議第2号につきましては、今後も議長の判断により出席を要請することに同意しましたので、今後ともみなさんご協力をお願いしたいと思います。

それでは、これより報告事項に入りたいと思います。「報告第1号、今後の行事予定について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

手元に配布しております冊子の22ページをお願いいたします。

行事予定表の平成21年4月15日から5月16日までの予定を掲載しております。

本日、この後3時半から嘱託員会議の方が開かれますので、皆様のご出席をよろしくお願ひいたします。また、明日は嘱託員便の発送日となっております。今月24日は、さわやか学級の開級式ということで、また昼からは農業委員会が開催される予定になっております。26日には古閑地区のミニバレー大会ということで、こちらの方にも特例区長の方が出席していただくようになっております。また、申し訳ございませんが26日は渋れておりますけれども、富合支部婦人会の総会もございますので、訂正とお詫びを申し上げます。27日が監査委員会、28日は中学校の体育館の落成式という事で、委員の皆様にはこちらのご出席もよろしくお願ひいたします。併せて、当日は嘱託員便の発送日となっております。5月に移りますと、5月13日が人権相談、それと案ではございますが合併特例区協議会でございます。それと富合町の戦没者追悼式、嘱託員会議と予定されているところでございます。また、14日が同じく嘱託員便発送日となっております。以上でございます。

田中 榮信 議長

ただ今事務局の方から説明がありました報告第1号につきまして、何かございませんでしょうか。

内藤 信博 委員

5月13日に嘱託員会議と戦没者追悼式が重複しているのですけれども、協議会委員の方には案内はきていないんですかね？

(「出席要請はないようですね」の声あり)

内藤 信博 委員

はいわかりました。

事務局

事務局の方でも、確認いたしまして委員さんの方にお知らせいたしたいと思います。

また、こちらの方の13日につきましては、協議会につきましても嘱託員会議につきましても、まだ案と言うことで正式には決まっておりません。あくまでも予定という事で記載させていただいております。よろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

行事につきましては、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

それでは、4番のその他に入りたいと思います。

先程、事務局から案といたしまして、5月13日に次回協議会の開催提案がありました、5月13日・水曜日の10時から協議会を開催してはいかがと思いますがいかがでしょうか？

（「異議なし」の声あり。）

それでは、次の協議会は5月13日・水曜日・10時から開催したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後でございますけれども、その他何かありませんか？

松永 隆 委員

前回の会議の時に皆様にはお話をしたのですが、九州新幹線の見学会という事で、工事周辺の各地区では、見学会を実施されているそうなんですけれども、先程区長からもありましたように富合町を二分するようなそんなすごい車両基地が富合町に建設中でございます。その中で高架橋も概ね出来上がっておりまし、それと田尻跨線橋は完成し古閑跨線橋も完成間近かというそういう中で、高架橋に登って興味を持って車両基地を見るということは、新幹線が通つてからは人は絶対に入れないで、こういう機会に是非富合町も見学会を行つたらどうかという意見をいろんな方からもお聞きして、私たち構成員でやつたらどうかという事で話を進めております。予定では6月14日一応資料を野口委員さんに作ってきていただきましたのでちょっと読ませていただきたいと思います。

九州新幹線現場見学会、平成23年春開業に向けて新八代までの約120kmの工事が着々と進んでいます。工事中の高架橋を歩いてみませんか？ 総合車両基地の建築工事の様子を見学できます。下記のように参加者を募集いたします。ということで、区間は、車両基地の高架橋と古閑跨線橋を見学していただきたいということで考えております。それと、日時が6月14日・日曜日で、一回目が午前9時から10時まで、2回目が午前10時半から11時半まで、募集人員は1回目が100人、2回目が100人の計200人。一応先着順ということで考えておりますが、集合場所は担当課と打ち合わせてあの周辺になるかと思いますけれども、駐車場はありませんので各自乗り合わせたり、もしくはこの支所前を集合場所にしてピストン輸送するか、その辺も検討したいと思っております。申し込み方法は、現段階では、担当課の方まで電話での申し込みをしていただいて、そして申し込み期間は、広報誌に載せた後に申し込み期間のスタートが始まって、5月一杯位まで定員になるまで申し込み期間を設けたいと思います。それと、工事現場ですのでヘルメット着用となります、ヘルメットの数がかなり少ないので、持参できる方はご協力お願いしますということで申し込みの際にヘルメットの有無を確認したいと思います。小・中学生であれば自転車等のヘルメットでもいいという事でしたので、そういう形でお願いしたいというふうに思っております。

す。今、以上のような形で実施したいと考えていますがいかがでしょうか。それと、私と野口委員と担当課と支援機構とで何回か会議をしたんですけども、その中で、航空写真をもうすぐ撮るということですので、その裏側に車両基地の説明などを書いて、A4位のカラーコピーをさせていただいてラミネート加工をして各一人一人に記念に配ったらどうかと思っております。また、お茶の方は機構の方から準備するという事でした。それと費用のことに関して、一応中学校の方にお尋ねしたのですが、ラミネート加工は100枚で約1,000円位だそうです。250枚作っても2・3千円で済むということでしたので、一応中学校の方にお願いしようと思っております。そういう関連もありますが、予算がありませんのでできれば皆さん方にその辺をお願いしたいというふうに思っております。

それともう一つ、野口委員と広報関係でお話をしている中で、予算はとつてあるのですがかなり足りません。以前は広報「とみあい」という形で8ページ、10ページもしくは「議会だより」という形で8ページ位を出していたんですけど、10月6日に合併をして以降、富合町の現状・中身がどうなっているのか皆さん方が不安に思っておられます。そういうことで、1月とか6月とか12月にページを増やしたりしてはどうかというお話も出ましたので、広報は野口委員がいらっしゃるんですけども、そういうことも含めて私の方で話をいたしますねということで、以前から話をしているんですが皆さん方に予算的なことでもお願いをしたいと思いますのでご了承願えればと思います。

それと、200名を超えた時に小・中学生の申し込みを一緒にいいのか。200名を超えた時の小学生・中学生について、菊池委員がPTA関係をされていますしその辺のことを皆さんにご意見をお聞きたいと思います。一緒にするのか又は分けて実施するのか。

菊池 博志 委員

小・中学生が参加するにしても、おそらく一緒に出来ないと思うので、日にちを分けていただいた方がいいのかなあと思います。

松永 隆 委員

ただですね。月曜日から土曜日まで工事があるといいのと、それと高架橋はある程度つながっている状態なんですが、つながってしまったら早く防音壁を設置したいというのがありまして、期間が短いので、例えばその200名を一般として午前に、小学生・中学生を午後からするとか。

菊池 博志 委員

ただ、校長がやる気マンマンなんですよ。是非お願いしますという話しになると思います。

松永 隆 委員

分かりました。それでは、再度担当課と打ち合わせをした後で皆さんに集まつていただき

て、その時に再度皆さんと検討したいと思います。

田中 榮信 議長

車両基地の見学会の件につきましては、できるだけ広報しながら実現できるようにしたいと思いますので、皆さんのご協力をお願いします。

他に何かございませんか？

野口 ミナ子 委員

合併してちょうど半年を過ぎたと思うんですけど、例えば、老人会、子供会とか消防関係とか、いろいろな協議会とか組織がありますよね。この半年間の中で、いろいろ問題点とかこれはどうなるか？という不安を持ってらっしゃるのではないのかなと思うんですけど、この協議会でもばちばち聞く時期ではないかと思いますのでそれを提案します。)

松永 隆 委員

基本的にはそうだと思います。ですから、自分たちがそういった会議に出て行って話を聞くとかということではないのですか。

野口 ミナ子 委員

例えば、消防の問題とかでも、火事があった時どういった対応ができたかとか。それから交通安全ということでも、今現在その中で現場にいる人たちの意見というのは今聞くべきではないかと私は思ったんです。私が、総務課に町民の方の不安とかそういう事はどうでしょうか？とお尋ねしたときに、それをすると当然公表する必要があるということもあって、今がその時期にあるのかどうかは検討する必要があるのではないかということでしたし、私もそういう風に考えました。でも各組織とか老人会とかにしても、事務局とかを自分たち独自でしていくなければならないし、それは合併したから当たり前のことであって、形としてはそうあるべきだというふうに私も理解しております。でも、その中で、直接聞いたわけではないのですが、もしかしたら不安があるのでないかなと思いますので。そういう事を調べるのも私達協議会の仕事ではないかと私は思っておりますので、提案をさせていただきました。)

松永 隆 委員

よろしいでしょうか。それは、自分たちが合併する前に各種団体の代表の方を呼んで話をしていたので、例えば、個人的に個人個人に話を聞いてもなかなか話す時間もないで、執行部の方に第一回目として、合併から半年経っていますけど、合併後の半年の期間に不安点や極端にいうならばメリット・デメリットの意見交換会をやりましょうかというのを出してもらって各団体の代表に来ていただいて、みんなで話し合いをするような形をすればいいんじゃないですか。

野口 ミナ子 委員

はっきり言って、いろいろあるのではないかと私は思います。

村崎 秀 合併特例区長

先程、申し上げましたとおり各種団体の代表の方12名で、昨日校区社協を発足いたしましたし、それぞれの各種団体の対応を少しずつしていきたいと思っております。

各種団体の方から色々注文もありましたので、いろいろな議論をしました。またその他の団体についても、私達も執行部として聞き取りながら合併効果が出るようなことをしていきたいと思っております。

松永 隆 委員

ですから、支所長とも当初から話をしているように、5年間の特例区という期間に熊本市に完全に移行するのだから、テニス協会とか団体さんたちとか、それを伝えていかなければならない団体というのがあるのですよ。たぶん把握されていない部分もあると思います。

事務局

特例区協議会では部会制をとっていますので、また後で各部会の部会長さんを含めた中で、協議・検討したいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

田中 榮信 議長

それでは他にないようでしたら、事務局の方から何かありませんか。

事務局

はい、ございません。

松永 隆 委員

会長少しよろしいでしょうか。

松永でございます。先だって、私達の構成員の給料についてということで、この会議の中で意見を言わせていただきました。そのことで日本共産党熊本市議団3名の議員の方から申し入れが出ております。その中身で、今回ご指摘があった事に関して、訂正しお詫びしたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。座ったままで申し訳ございませんがよろしくお願ひいたしたいと思います。

皆さんも資料をいただいていると思いますが3枚目です。「3月26日に開催された第7回富合町合特例区協議において、以下のとおり、合併特例区協議会という公の場で、不正確並びに虚偽、不当な発言がありましたので、次回第8回富合町特例区協議会の場において、謝

罪と訂正をしていただくよう申し入れます。」ということで、まず第1の内容の「法定協議会で・・・(点、点、点)ひとつひとつに食いかかってくる。共産党の上野議員は、極端に言うなら合併から反対という松永議員の発言がありました。これは、熊本市富合町合併協議会の議員部会のことかと思われますが、私ども日本共産党熊本市議団は、合併そのものに反対という立場ではなく、合併協議を行っている両市町の住民意思に基づいて決めるべきであると考えています。そういう意味で、合併の是非も含めて論議する場である法定協議会においては、是非の判断の主体である両市町の住民に公正、公平な判断材料が適用されるようにという立場から問題点を指摘してきました。最終的に協議会内容や住民の意向等判断して反対の立場をとりましたが、熊本市富合町合併法定協議会議員部会の場でも、合併そのものに反対ではないが、以下の問題があるということでの発言、指摘をしてきました。よって合併から反対という合併そのものに反対とされる発言は不正確です。」ということで、この中身についてですね、第一に法定協議会と書いてありますが、これは私の間違いで専門部会ですね。専門部会で皆さん方と一緒に協議、論議をしてきたわけでございますが、その中で私、合併問題特別副委員長という立場のもとで、いろんな協議意見等々を発言をさせていただいた中で、いろんな会がある中ですね、非常に富合町思んじて考えていただいた中で、そう言った意見を把握しながら理解をしていただいた部分、それと後から確かに共産党の上野議員に替わられたと思うんですが、その中で、そういう一つ一つの私の意見の中で、一つ一つそういう形の中で質問とかそういうことを言われたというニュアンスが私にあったということで、前回の説明の中ではそういう発言をさせていただいたと。私の中では、上野議員は富合町の合併に対して反対なんだなというニュアンスを持っていたということでございます。その中身に関して、私も以前から言うように熊本市との合併には反対派でありました。しかしながら、前向きな方向にいった時に、やはり私も合併副委員として富合町を一つにするためにという中身の中でですね、当初は、単独、宇土市との合併、城南・宇土市・富合町、熊本市合併、様々な住民の方が居られました。そういう中で最終的にはいろんな形の流れの中で熊本市という形になりましたので、その辺の意見を言わせる中での問答は、もちろんあってあたり前なんですが、特に共産党の上野議員がそういう形の中で言われたということで、私にそういうニュアンスがあったということあります。

それと、第2ですね、「共産党の上野議員は合併に反対という」、ここはちょっと意味が分からぬんですけど、「何で富合町に泣きついてきたのかといふ失礼な人、議員さんと発言しているが、上野議員はいずれの場においてもそのような発言は一切しておりません。発言もしていないことを持ち出して失礼な人などと言うことそのものが失礼なことではないでしょうか。特例区協議会という公的な場で、こうした発言をされるのであれば、いつ、どの会議で、どういう発言したのか、具体的に示すべきです。示すことができないのであれば謝罪と訂正を求めます。」ということで、第2に関しては、第1で皆さん方にお話したとおりの中で、ひとつはですね私が謝罪する部分というのあります。「共産党の上野議員が」という固有名詞を出しております。これは前の流れの中で上野議員という名前が出たのですが、

実際にはですね、上野議員には後から謝罪をしたいと思いますが、「共産党の議員の方が」ということです。共産党の議員の方が、合併後にも関わらずそういう会議といいますかそういう中で、町長の合併の説明の中で、「町の財政も危機的でどうしようもない状況、熊本市に助けてほしい」という発言をしたということも申されております。「にっちもさっちもいかなくなり財政が厳しいから合併したのではあまりにも無責任なやり方ではないか」と、非常に私達もいろんな方から話を聞いた時に富合町の住民として、自分達も議員として熊本市との合併を進めて、また合併した後にそういう言葉を聞いたということは非常に遺憾の意を表しておりました。そういう部分の中で感情的になって、共産党の上野議員はこういうことの発言は確かにされておりません。これで共産党の上野議員という名前を出したという事に関してですね、非常に大変ご迷惑おかけしましたと、この所は訂正をしていきたいというふうに思います。そういう流れの中で、皆様に大変ご迷惑をおかけし、また、共産党の熊本市議団の方にですね、例えば、私の固有名詞を使った中での発言があったという事に関しては、この場をお借りして申し訳ないというふうに思っております。

以上でございますのでよろしくお願ひしたいと思います。

田中 榮信 議長

それでは、本日の全ての議事が終了いたしましたのでこれをもちまして、平成21年度第1回富合町特例区協議会定例会を閉会いたします。本日は、どうも皆様お忙しい中ご苦労様でした。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成21年5月13日

署名委員

村崎博則

署名委員

菊池博志